

第 6 次吉川市総合振興計画策定方針

1 総合振興計画策定の目的

総合振興計画は、吉川市のめざすべき将来都市像やまちづくりの目標を定め、総合的かつ計画的な行政運営を行うための市の最上位計画です。

現行の第 5 次吉川市総合振興計画は、令和 3 年度で計画期間の満了を迎えます。このため、これまでのめざす将来都市像やまちづくりの基本理念などを十分踏まえながら、第 5 次における各施策の効果検証を行い、今後の社会構造の変化等を的確に捉え、引き続き総合的かつ計画的なまちづくりを推進するために、第 6 次吉川市総合振興計画を策定します。

2 策定にあたっての基本的な考え方

(1) 市民との協働による計画づくり

市民の関心を高め、多くの意見を計画に反映できるよう積極的な情報提供を行います。そして、吉川市市民参画条例に基づく市民参画の機会を確保し、計画を策定します。

(2) 全庁体制による計画づくり

全ての施策の基となる計画として、庁内各部署横断的な連携を図り、全ての職員が関わり計画を策定します。

(3) 行政評価を活用した計画づくり

各施策の達成状況及び進行管理を行えるよう、行政評価制度を活用し、実効性ある計画を策定します。

(4) わかりやすい計画づくり

課題や目標、取り組みなどを共有できるよう、市民や地域の視点に立った分かりやすい計画を策定します。

(5) SDGs の視点を踏まえた計画づくり

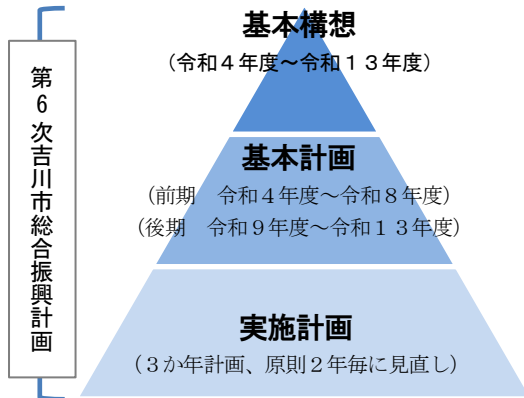
各施策の統合や連携による相乗効果、バックキャストの発想など SDGs の視点を踏まえ、17 のゴールと各施策との関連性を意識した計画を策定します。

(6) 他の計画と連動した計画づくり

吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略など、業務横断的な他の計画と連動した計画を策定します。

3 総合振興計画の構成と期間

(1) 構成



基本構想	構想期間：10年
○基本構想は、吉川市が目指す「まちの将来像」や、まちづくりにおける「基本理念」や「目標」を定めています。	
基本計画	計画期間：5年
○基本計画は、基本構想に基づき、計画期間内の基本的な施策や達成目標を体系別に示しています。	
実施計画	計画期間：3年
○実施計画は、予算編成の指針として、基本計画に位置付けられた各施策の具体的な取り組みを示しています。	

(2) 期間

①基本構想

令和4年度から令和13年度まで [10年間]

②基本計画

- ・前期基本計画 令和4年度から令和8年度まで [5年間]
- ・後期基本計画 令和9年度から令和13年度まで [5年間]

③実施計画

- ・第1期実施計画 令和4年度から令和6年度まで
- ・第2期実施計画 令和6年度から令和8年度まで
- ・第3期実施計画 令和8年度から令和10年度まで
- ・第4期実施計画 令和10年度から令和12年度まで
- ・第5期実施計画 令和12年度から令和14年度まで

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
基本構想	第5次			第6次											
基本計画	後期			前期					後期						
実施計画	第4期		第1期				第2期			第3期			第4期		第5期
	第5期														

4 策定体制

(1) 審議会

吉川市総合振興計画審議会条例及び吉川市市民参画条例第6条第1項第1号に規定する審議会を設置します。

(2) 市民・地域・団体（主な市民参画）

①市民意識調査

18歳以上の市民1,500人を対象として市民意識調査を実施します。

②パブリック・コメント

吉川市市民参画条例第6条第1項第2号に規定するパブリック・コメント手続を実施します。

③市民説明会

吉川市市民参画条例第6条第1項第3号に規定する市民説明会を実施します。

④地域ヒアリング（市長キャラバンなど）

吉川市市民参画条例第6条第1項第4号に規定する地域ヒアリングを実施します。

⑤市民ワークショップ

吉川市市民参画条例第6条第1項第5号に規定する市民ワークショップを実施します。

⑥広聴活動の実施

市民の声などの広聴活動によって得た市民意見についても計画案への反映に努めます。

(3) 広報と情報提供

総合振興計画の策定にあたっては、多くの市民の皆様の関心を高め、幅広い市民参画を図るため、策定過程や計画の素案などを広報や市ホームページなどを用いて情報提供を行います。

(4) 庁内策定体制

①庁内策定会議

市長、副市長、教育長、参与、部長級会議で構成する庁内策定会議を設置する。庁内策定会議は、総合振興計画案について検討し、市長が審議会に諮問する事項について協議する。

②庁内調整会議

副部長級、課長級職員で構成する庁内調整会議を設置する。庁内調整会議は、専門部会から提示された部門ごとの総合振興計画案について調整・検討し、総合振興計画案を庁内策定会議に提示する。

③庁内専門部会

まちづくりの目標（部門）ごとに課長補佐級、係長級の職員で構成する専門部会を設置する。専門部会は、総合振興計画案について検討し、庁内調整会議に提示する。

④職員提案

総合振興計画の策定にあたっては、職員提案制度を活用し、職員からの提案募集を行う。

⑤事務局

事務局は、政策室企画担当とする。

策定体制図

